

防府市廃棄物処理施設の搬入手続に関する要綱

平成25年11月18日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年防府市条例第27号。以下「条例」という。）及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年防府市規則第49号。以下「規則」という。）に基づき、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。)及び産業廃棄物を市長の指定する処理施設(以下「処理施設」という。)へ搬入する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の搬入申請)

第2条 規則第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理施設への搬入の申請は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物搬入許可申請書（規則第2号様式）の提出先は、防府市クリーンセンター管理棟とする。
- (2) 一般廃棄物搬入許可申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - ア 搬入車両を運転する者の運転免許証の写し
 - イ 搬入車両の自動車車検証の写し
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (3) 期間を定めて搬入の申請ができる一般廃棄物は、可燃ごみ及び資源ごみに限る。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(臨時の一般廃棄物の搬入申請)

第3条 規則第8条第2項の規定に基づく臨時の一般廃棄物の処理施設への搬入の申請は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物臨時搬入申請書（規則第3号様式）の提出先は、防府市クリーンセンター受付棟又は防府市一般廃棄物最終処分場受付棟とする。
- (2) 家庭系廃棄物を臨時に搬入するときは、一般廃棄物臨時搬入申請書を提出する際に運転免許証等の排出者本人が確認できる物を提示しなければならない。

(3) 事業系一般廃棄物を臨時に搬入するときは、一般廃棄物臨時搬入申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、次のア、イに掲げる書類は、原本の提示にかえることができる。

ア 搬入車両を運転する者の運転免許証の写し

イ 搬入車両の自動車車検証の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(産業廃棄物の搬入申請)

第4条 規則第10条第1項の規定に基づく産業廃棄物の処理施設への搬入の申請は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物搬入許可申請書(規則第5号様式)の提出先は、防府市クリーンセンター管理棟とする。

(2) 産業廃棄物搬入許可申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

ア 搬入車両を運転する者の運転免許証の写し

イ 搬入車両の自動車車検証の写し

ウ 産業廃棄物の発生場所の位置図

エ 建築工事その他の工事により発生したものである場合は、工事請負契約書の写しなど発注者及び工事内容が確認できる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(3) 産業廃棄物の搬入の申請ができる処理施設は、防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設及び防府市一般廃棄物最終処分場とする。

(一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入)

第5条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、一般廃棄物(可燃ごみ及び資源ごみに限る。)の処理施設への搬入に際して、市長があらかじめ交付した一般廃棄物収集運搬許可業者搬入カード(第1号様式。以下「搬入カード」という。)を提示しなければならない。

2 許可業者は、搬入カードを他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。

3 搬入カードの有効期間は、許可業者に係る一般廃棄物収集運搬業の許可の

有効期間が満了する日までとする。

- 4 許可業者は、粗大ごみ、不燃ごみ及び危険ごみを処理施設へ搬入する場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者搬入確認書（第2号様式）を市長に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

一般廃棄物収集運搬許可業者搬入カード

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者)

1 搬入する廃棄物の種類

2 搬入番号

3 搬入カード有効期間

4 自動車登録番号

5 注意事項

- ・搬入カードは、処理施設に搬入する際に、提示すること。
- ・搬入カードを他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。
- ・搬入カードを汚損又は紛失した場合は、直ちにクリーンセンターに届け出ること。
- ・処理業務終了後、直ちに市長に返却すること。

年 月 日

防府市長



様式第2号(第5条関係)

一般廃棄物収集運搬許可業者搬入確認書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物を以下のとおり搬入したいので確認を願います。

搬入車両番号		
廃棄物の収集、 運搬を依頼した 事業所	所在地 名称 代表者名 電話番号	
搬入する廃棄物の 種類	危険ごみ	スプレー缶(45リットル袋 袋程度) 乾電池(個) 蛍光管(本) ライター類(個) 陶磁器・ガラス類(45リットル袋 袋程度)
	不燃ごみ 粗大ごみ	剪定木・木材等(個) 可燃性粗大ごみ(木製家具、布団等) (個) 不燃性粗大ごみ(金属製家具等)(個) 家電製品(個) 上記以外の不燃ごみ (45リットル袋 袋程度又は 個)

処理欄

注意事項

- 複数の事業所から排出された廃棄物を混載した状態での搬入は、原則認めない。
- 防府市クリーンセンターリサイクル施設の搬入基準の規定数量を超えるものは受け入れない。

搬入番号
受付印